

☆☆東京民医連☆☆ 薬害根絶の会 news

2012年2月16日発行 No.30

薬害イレツサ訴訟 大阪高裁結審！ 判決言い渡しは5月25日に決まりました！！

1/27、大阪高等裁判所 202 号法廷は傍聴多数によりくじ引きという状況で開廷されました。東京からの支援者の声も交えお伝えします。

原告3人による意見陳述、「安全で副作用の少ない、そして延命の効果が大きい」という情報が溢れる中、そして医師の説明も受けた上で、何の不安も疑いもなく信じて服用させたレツサで、何故苦しみながら死ななければならなかったのか・国も、アストロ 初-AZ 社もごまかしの無い説明をして欲しい。裁判所は、この被害の実態をしっかりと見極めて審理をして下さい」という報告に、拙速な判決はもう許せない思いを強くするばかり。

一方、国とAZ社の意見陳述は・添付文書の何番目に書いてあろうと癌治療の専門家には関係ない。13例の副作用による死亡は何れもレツサが原因とは言い切れない。間質性肺炎の危険性は肺がん治療をする医師なら当然知り得た筈で患者説明は当然すべきことだ。国はレツサを処方する病院に対し、適正使用を承認条件としているのだから責任は果たしている・・・東京高裁判決で知患のついたような言葉に、あの判決を肯定する流れを何としても勢いづかせてはいけない、5/25 公正判決へ向けて、行動で示していく重要性を感じました。

『わたしとスモン』～薬事委員会活動交流集会 筋先生講演より～

1/28,29「全日本民医連薬事委員会活動交流集会」が東京で開催され、全国の薬事委員会に関わる薬剤師、医師、事務と総勢100名以上が参加しました。

1995年の開催以来17年ぶりのこの会で、「薬害の教訓を活かした薬事委員会活動をしよう」という思いを一層強くしました。

特に筋医師の講演「SMON、薬害、人権-スモンの教訓から-」は、薬事委員会の基本精神はここにあるのだ・・・と思わずにはいられませんでした。薬剤調査、PMS、時に決別覚悟の議論、決定事項の不徹底・・・と困難ばかりの作業に、そこまで必要かと説かれたり、勉強になることだけして責務を果たしたと満足する人もいる現状に袋小路だと悲しくなることばかり。それでもやろう！という力を与えてくれた話でした。

‘68年往診依頼の16歳の少年を診てSMONと診断、同様の患者はいないのかと医局で検討し城北病院だけでも6名が挙げられた。しかし’67の疫学調査では北陸は0・・・当初SMONはウイルス説や感染症説もあり差別視される傾向にはあったが、**原因解明のためには学会に発表することは医師の責務ではないか**・・・と。更に北陸0の調査結果をだした加行の総洗い、その30%が全部または一部焼却、残っていてもレツサが消されたもの、投薬の記録忘れなど驚くことばかり・・・結局「スモン」「スモン疑い」と書かれた加行が25%もあったことが判明⇒**医師達はどのように届け出なかったのか**。その調査の過程で自らの処方でもSMONにしてしまった患者の存在を確認・・・**患者の信頼を裏切った私の処方**・・・

スモンには伝わらないかもしれませんが。しかし、私の手を介した薬で患者さんが被害にあった・・・と想像してみてください。この重責を果たすことは並大抵の力ではできません。しかし、集団の力と学び合い（自由な討論の中で）があればどうでしょうか・・・やれる！と気持ちを強くし、一緒にやる仲間を感じた会でした。身近に資料があれば是非一読してみてください。

薬害イレツサ訴訟の公正判決を求める要請書・・・のお願い

大阪高等裁判所の裁判官3名に向けて、公正判決を求める要請書の団体署名を各薬局に送付させて頂きました。

賛同していただけたら（是非よろしくお願ひします）、同封の返信用封筒で2月20日の第2次集約に間に合うよう返信お願ひ致します。判決日5/25のため3次集約も予定します。

